

こども共済・医療共済

お見積りキャンペーン

キャンペーン期間 令和3年4月1日～令和4年2月28日



キャンペーンにご応募いただくと抽選で
JA共済オリジナル
「アンパンマン バスタオル」プレゼント!

キャンペーン応募要項

応募資格	0～12歳のお子さま（出生予定日から遡って140日以内の胎児を含む）の親族の方（18歳以上の方に限る）。
応募条件	JAのこども共済・医療共済に加入が可能なこどもを持つ親・祖父母で、お見積りをさせていただく事。
応募方法	専用応募用紙に必要事項をご記入の上、JAの担当者へお渡しください。
応募期間	第1期／令和3年 4月1日～令和3年 7月31日 第2期／令和3年 8月1日～令和3年11月30日 第3期／令和3年12月1日～令和4年 2月28日
抽選	各応募期間終了後、厳正なる抽選の上、当選者の決定をいたします。なお、当選者の発表はJA経由のお届けをもって代えさせていただきます。

岩手県内総計

300名様

第1期 100名様
第2期 100名様
第3期 100名様



サイズ：W115×H60cm
素 材：綿100%

※賞品のお受取りの権利を他人に譲渡したり、金品に交換したりすることはできません。

個人情報の保護について／ご提供いただいた個人の情報は、JAおよびJA共済連の事業および各種サービスの提供・ご案内・充実等の目的以外には利用いたしません。
また、JA共済は「個人情報保護方針」を定め、みなさまに関する情報の保護に努めております。

キャンペーンについて詳しくはお近くのJAにお問い合わせください。

高い貯蓄性⁺万一の備え お子さまの学資金づくりに。



ポイント1

高い貯蓄性と保障が
バランスよく備わっていて、
効率的に資金準備できます。

ポイント2

ご契約者(親族)がもしものとき、
その後の共済掛金はいただきません。
※共済掛金払込免除不担保特則を付加する
場合を除きます。

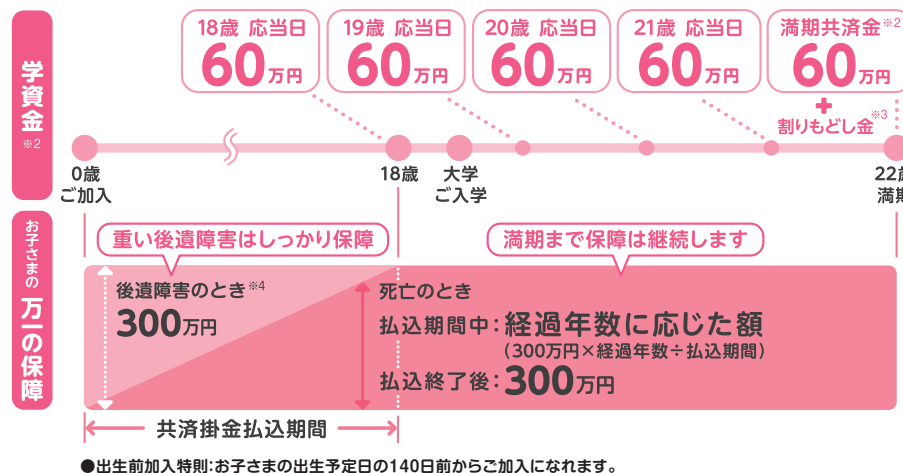
ポイント3

学資金のお受取りは、進学時期に
合わせた中学・高校・大学プラン
からお選びいただけます。

ポイント4

お子さま、お孫さまのために
75歳までご契約いただけます。
※ご契約者の年齢や健康状態に関わらず
ご契約いただけるプランもございます。

(ご契約例) こども共済 学資金型(大学プラン) / 0歳加入 / 22歳満期 / 18歳学資金支払開始・共済掛金払込終了 / タイプ:基本型 / 契約者:お父さま30歳 / 主契約:共済金額300万円 / 特約:指定代理請求特約



給付率 (給付総額 ÷ 払込共済掛金総額)

このご契約例の場合

約 **102.6%** ※5

- 共済掛金 (年払い・口座振替扱い) 162,441円
- 払込共済掛金総額 2,923,938円
- 給付総額 3,000,000円

このご契約例の共済掛金払込終了年齢を12歳とした場合

約 **105.7%** ※5

- 共済掛金 (年払い・口座振替扱い) 236,412円
- 払込共済掛金総額 2,836,944円
- 給付総額 3,000,000円

(2021年4月現在)

ご入学(園)の時期にあわせて「入学祝い」をお受取りいただけるタイプ(『にじ』、『えがお』)もご用意しております。



学資といえば

JAのこども共済

※1 「もしものとき」とは、死亡、所定の第1級後遺障害の状態、所定の重度要介護状態、または災害による所定の第2級～第4級の後遺障害の状態になられたときをいいます。※2 学資金・満期共済金のお受取りの時期は、お子さまの誕生日ではありません。ご契約のお申込みの際は、お子さまの誕生日と契約日にご留意のうえ、学資金支払開始年齢「17歳」または「18歳」をお選びください。※3 割り戻し金の額は年度ごとに変動し、経済情勢などによっては0となる年度もあります。※4 「後遺障害のとき」とは、所定の第1級後遺障害の状態、または所定の重度要介護状態になられたときをいいます。※5 給付率は、ご契約者・お子さまの契約日の年齢、学資金支払開始年齢など契約内容によって異なります。

NEW!

医療共済

メディフル

JAの医療共済が新しく生まれ変わりました!

1

万が一、日常生活やスポーツ中の事故等で特定のケガをした場合も、**日帰り入院※1からまとまった一時金**を受け取れます。

2

お子さまのうちからご加入いただくと、**共済掛金**がお手頃です。また、一生**生涯保障**や**先進医療保障※2**など、プランに合わせて自由に設計できます。

3

健康を維持した場合には、**健康祝い金**を受け取れます。

※健康祝い金支払特則を付加した場合で、契約日以降3年ごと(※3)に治療共済金が支払われた入院をしなかった場合にお受け取りいただけます。

※1:日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。※2:先進医療とは公的医療保険制度の法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養第1条第1号に規定するものをいいます。また、医療技術ごとに一定の施設基準が定められており、この施設基準に適合する病院または診療所において行われた先進医療を保障します。先進医療共済金の額は、先進医療にかかる技術料が1万円以上の場合は技術料の額(通算2,000万円まで保障)、1万円未満の場合は一律1万円となります。なお、ご契約時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けた日において公的医療保険制度によって保険給付の対象となっている場合や、承認取消し等によって先進医療でなくなっている場合は、先進医療共済金のお支払い対象とはなりません。※3:共済期間が「10年更新」の場合、共済期間中の5年ごととなります。

●この広告は概要を説明したものです。ご検討にあたっては「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。●ご加入にあたりましては、お近くのJA(農協)へお問い合わせください。■JA共済ホームページアドレス <https://www.ja-kyosai.or.jp>

一生サポートのJA共済をわかりやすくご説明!

お問い合わせは



**JAの
はじめて共済**

ネットで
資料請求!

掛金試算も
できる!

詳しくは右記まで▶

はじめて共済

検索

<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>

